

金融商品勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等については次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1 当組合は、お客様の資産運用目的、金融知識、経験及び資産状況に合わせて、適正な情報の提供と商品、サービスの勧誘を行います。

2 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

3 当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、商品やサービスの仕組みや該当商品の重要事項について説明いたします。

4 当組合は、法令・社会規範を遵守し、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことがないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたらお近くの窓口までお問合せください。